

報道関係者各位

大阪府内初！再生資源物の屋外保管に関する条例制定に向けてパブリックコメントを募集

～安全・安心な市民生活と良好な生活環境の保全を目指して～

ここ数年、リサイクル需要の拡大により、廃プラスチック・金属類などの再生資源物を屋外で保管する事業者が増加している一方で、火災・崩落・騒音・振動や景観の悪化といった生活環境への影響や安全上の課題も顕在化してきており、市民の皆様から不安の声が寄せられていました。

こうした状況を踏まえ、羽曳野市では、府内の自治体で初めて「再生資源物の屋外保管に関する条例」の制定を目指して本年12月の市議会に議案を提出し、令和8年4月1日の施行を目指します。

これに当たり羽曳野市では、現在、市民の皆様等からこの条例案に関するパブリックコメントを募集しています。



【金属スクラップ等保管場の写真】

■パブリックコメント募集の概要

[意見募集期間] 令和7年10月31日（金）まで

[意見提出方法] 郵送、電子メール、持参のいずれかの方法で羽曳野市役所 市民生活部 環境保全課まで

[郵送宛先] 〒583-8585 大阪府羽曳野市菅田4丁目1番1号

[電子メールアドレス] kankyouhozen@city.habikino.lg.jp

[意見を提出できる方] 本市に住所を有する方、本市内の事業所・団体、そこに勤務される方等

■再生資源物の屋外保管に関する条例の概要

本条例では、再生資源物の屋外保管に関する適正な保管基準や事業者の責務を明確化することで、市民の皆様への安全・安心を確保することを目的としています。規制の対象となる事業者は、屋外で、重機などの機械を使用して再生資源物を積み上げて保管を行う事業者です。積み上げの高さにも制限が設けられ、具体的には廃棄物処理法に規定する高さ（＝産業廃棄物に対する基準と同一）を超えて積み上げることができなくなります。

また、届出制とし、屋外保管を始めようとする事業者は、事前に市へ届出が必要となります。既存の事業

者も、同様に届出が必要となります。本条例の施行に伴い、市は、事業者に対し、屋外保管施設への立ち入りや資料の提出などを求めることができます。また、市民生活の安全や良好な生活環境の保全のため、必要な指導や助言を行うことができるようになります。このような条例は、これまで大阪府内の市町村で制定されておらず、制定されれば府内で初めてとなります。

■問い合わせ先

羽曳野市 市民生活部 環境保全課 ☎072-958-1111（内線 2811）

メールアドレス kankyouhozen@city.habikino.lg.jp